

重 要 事 項 説 明 書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている訪問看護サービスについて、契約の締結をする前に知っておきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

（1）事業所の概要

事業所名	医療法人 慈厚会
所在地	茨城県土浦市東崎町6-8 指定居宅サービス事業所 野上病院訪問看護
連絡先	TEL：029-822-0145（代表） FAX：029-824-0881
管理者名	理事長：野上 厚
サービス種類	訪問看護
介護保険事業所番号	0810311779
サービス提供地域	土浦市・つくば市・かすみがうら市・阿見町

（2）受付時間

平日	8：30～17：30
休日	土・日・祝 12/30～1/3 （緊急時には対応）

（3）職員体制

	資 格	
管理者	医師	1名
看護師	看護師・准看護師	

2 当事業所の連絡窓口（相談、苦情、キャンセル等）

TEL 029-822-0146

担当者 池澤 翔

受付時間 9：00～17：00

3 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護サービスを提供し、居宅において利用者様がより自立した日常生活を営むことが出来るように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営の方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護サービスを、24時間体制で提供します。

訪問看護サービスの実施にあたり、サービス従事者の確保、教育、指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療、福祉などの関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

①訪問看護計画の作成は、主治医の指示ならびに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した

居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状態等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。

②訪問看護の提供は、訪問看護計画に基づき提供します。

具体的な訪問看護の内容

- ・ 病状等観察・バイタルサイン測定
- ・ 療養指導
- ・ 体位交換
- ・ 栄養・食事の援助
- ・ 排泄援助（浣腸・座薬・摘便）
- ・ 移動・移乗介助
- ・ 保清（入浴・清拭・陰部洗浄・足浴・洗髪・口腔ケア）整容・更衣
- ・ 療養環境整備、支援
- ・ リハビリテーション
- ・ 認知症・精神障害者のケア
- ・ 家族等支援（介護方法の助言・相談対応等）
- ・ 酸素管理
- ・ 吸引（口腔・気管内・鼻腔）吸入
- ・ 膀胱カテーテル管理
- ・ 褥瘡予防・処置
- ・ 注射・点滴の実施・管理
- ・ 経管栄養の実施・管理（経鼻・胃瘻）
- ・ 人工肛門・人工膀胱 処置・管理

- ・ 気管カニューレ管理
- ・ ターミナルケア・緩和ケア
- ・ 血糖値測定・管理・インスリン注射の指導・実施
- ・ 服薬管理
- ・ 検査補助
- ・ その他緊急対応等

(2) 利用料金

別紙参照「利用料金の説明」

(3) 利用料金のお支払い方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月初旬に請求しますので、あらかじめ指定された方法でお支払いください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

契約を結んだ後訪問看護計画を作成し、サービス提供を開始します。

(2) サービスの終了

①ご利用者様の都合でサービスを中止する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに、文書でお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からサービスを終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月前までに、文書で通知いたします。

③自動終了（以下に該当する場合は通知がない場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ ご利用者様が介護施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ ご利用者様が亡くなった場合

④契約解除

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やそのご家族に対し、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は契約を解約することが出来ます。
- ・ ご利用者様が、サービス料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず、14日以内に支払いがない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続しがたいほどの背徳行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤その他

- ・ ご利用者様が病気や怪我などで健康上の問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。

- ・ 訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを途中で中止する場合があります。その場合はご家族又は緊急連絡先に連絡を取るとともに、必要な処置を適切に行います。
- ・ ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に報告してください。治癒するまでサービスをお断りする場合があります。

6 看護職員等の禁止行為

看護職員等はサービス提供に当たって、次の行為は行いません。

- ・ 利用者様又はその家族の金銭、預金通帳、証書、書類などの預かり
- ・ 利用者様又はその家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ・ 利用者様の同居家族に対するサービス提供
- ・ 利用者様の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ・ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者様又は第三者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ・ その他利用者様又はその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

7 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡します。

主治医	病院名 及び 所在地	
	氏名	
	電話番号	

緊急時連絡先 (家族等)	氏名(続柄)	
	住所	
	電話番号	

担当者より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

平成 年 月 日

<利用者>

住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

<上記代理人> (代理人を選任した場合)

住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

署名代理理由：